

## 南幌町特別職報酬等審議会議事録

### 1 開催日時

令和7年2月12日（水） 午後1時30分から午後2時45分

### 2 開催場所

南幌町役場3階 各種委員会室

### 3 出席者

委員： 林 裕司（南幌町農業協同組合代表理事組合長）、上原正希（星槎道都大学教授）、岡 眞一（南幌町元議員会 会長）、永原隆夫（南幌町区長会会長）  
本間秀正（南幌町社会福祉協議会会長）、和田 修（南幌町商工会会長）  
事務局：笠原大介（総務課長）、時田 厚（総務課長補佐）、松田知大（総務係長）  
加藤知世（総務係主任）

### 4 議 事

- (1) 非常勤特別職職員の月報酬の額及び町長、副町長及び教育長の給料の額について
- (2) 答申案について

### 5 会議資料

- (1) 南幌町特別職報酬等審議会次第
- (2) 資料1 常勤特別職給料・非常勤特別職月額報酬額の推移と行財政改革の流れ
- (3) 資料2－1・2－2・2－3 南幌町の財政状況
- (4) 資料3 常勤・非常勤特別職等一覧表（令和6年4月1日現在）空知管内町改定前
- (5) 資料4 常勤・非常勤特別職等一覧表（令和6年4月1日現在）北海道 町村類似団体（人口7,000人以上） 類型【Ⅱ－0】改定前
- (6) 資料5 常勤・非常勤特別職等の改定について
- (7) 資料6 常勤・非常勤特別職等一覧表（令和6年4月1日現在）空知管内町改定後
- (8) 資料7 常勤・非常勤特別職等一覧表（令和6年4月1日現在）北海道 町村類似団体（人口7,000人以上） 類型【Ⅱ－0】改定後

- (9) 追加資料1 地方公務員の給与決定等について
- (10) 追加資料2 常勤特別職の独自削減期間中における給料等の支給状況（平成16年度から平成25年度）
- (11) 追加資料3 令和5年度、6年度財政推計
- (12) 追加資料4 常勤特別職給料一覧表（令和6年4月1日現在）空知管内町 独自削減含む
- (13) 追加資料5 常勤特別職の退職手当について

#### 議事内容

総務課長	若干定刻より早いですが皆さんお揃いでございますので、ただいまから第3回南幌町特別職報酬等審議会を開会させていただきます。開会にあたりまして、林会長の方から一言ご挨拶のほど、よろしくお願い致します。
会長	皆さん足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。第1回、第2回と特別職報酬等審議会ということで進めてきたわけでございますけれども、だいぶ役場としても、いろいろと資料が集めていただいたのかなあとと思いますけれども、皆さんそれぞれご意見いろいろとあるかなと思います。平成14年以来変わっていないということでございますので、責任のあるような形の中で、適正な報酬等を委員さんと意見を伝えながら答申に向けて行きたいなあというふうに思っておりますので、慎重審議をお願い申し上げまして、開会のご挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。
総務課長	それでは以降の議事進行につきましては林会長の進行により、よろしくお願い致します。
会長	それでは議事に移らせていただきますけれども、まず一つ目の非常勤特別職職員の報酬の額及び町長、副町長、教育長の給料の額について、事務局より説明をよろしくお願い致します。
総務課長	はじめに私の方から、資料を全部説明しますと長くなりますので、本日お配りをしました追加資料1、それと事前に配布しております資料1、それと、本日お配りした追加資料2、この3枚についてまず説明をさせていただきます、ご質疑を賜ればというふうに思っており

	<p>いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではまず初めに追加資料の1、地方公務員の給与決定等についての資料をご覧ください。この資料につきましては地方公務員の給与改定に係る法律や国からの通知についての説明となります。まず1としまして、給与決定の3原則ということで、地方公務員法第24条において規定をされております。内容としましては、1つ目に、職務給の原則、2つ目に均衡の原則、3つ目に条例主義の原則として、それぞれ規定をされているところです。職務給の原則につきましては、第1項に、2つ目の均衡の原則につきましては、第3項および第5項に、3つ目の条例主義の原則につきましては、第6項に規定をされています。</p> <p>地方公務員法第24条の抜粋が四角枠で囲んでいるところで、第24条の公務員法を抜粋しております。なお、町長を初めとします常勤特別職につきましては、直接的には地方公務員法第20条の適用を受けるものではございませんが、次の2の特別職の給与改定に関する国からの通知などを踏まえて、この考えに準じた方が良いというふうに考えております。</p> <p>2番の特別職の給与改定に関する通知については、昭和36年2月11日付の自治事務次官通知となっております。内容については記載の通りでございますが、特別職の地方公務員の給与改定を行う場合には、次の諸事情などを総合的に考慮し、適正な改定を行うこととされておりまして、1つ目に、国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況、2つ目として、特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯、3つ目としまして、一般職の職員の給与改定の状況、4つ目としまして、他の地方公共団体との人口これらを特別職の給料等を改定する際の参考事項とされているところです。追加資料1の説明は以上です。</p>
事務局	<p>続いて資料1をご覧ください。事前にお配りしてる方です。常勤特別職給料、非常勤特別職月額報酬等の推移と行財政改革の流れの資料です。</p> <p>上の表については、前回の会議でお示しした資料と同様の表となっ</p>

	<p>ています。各区分において、黄色の網かけ部分が現行の支給額となっています。この表の下の赤い矢印の箇所をご覧ください。こちらは平成14年度からの本町の行財政改革の流れとなります。</p> <p>この資料とあわせて、本日追加でお配りをしている追加資料の2の資料をご覧ください。追加資料の2は、常勤特別職の独自削減期間中における給料等の支給状況になります。この資料の見方ですが、各年度の本則に対する理事者給料の減額率と実際の支給額、横の列には、期末手当の減額率と実際の支給額その横には支給額の合計と、本来支給額、支給される額の合計を差し引いた独自削減額の記載となっております。</p> <p>資料1と併せてご確認をいただき、まず、平成14年度の財政運営健全化計画による理事者の本則の給料削減および議会議員の減額を始め、平成16年度には、行政改革大綱自立に向けた将来ビジョンに基づき、不足による常勤特別職の給料の独自削減その他非常勤特別職の報酬を減額しております。平成17年度には、行財政改革行動計画に基づき、同じく不足による常勤特別職の給料の独自削減その他非常勤特別職の報酬を減額しております。平成22年度には、平成21年度に作成され、策定された自立緊急実行プランに基づき、平成25年度まで不足による常勤特別職の給料の独自削減を行っております。</p> <p>平成26年度からは自立緊急実行プランの期間終了を受け、理事者給料について補足による削減を行い、本日まで至っております。平成14年度からの行財政改革により、本庁一定の成果を上げており、令和5年度策定の第3次行財政改革実行計画においても、町民サービスの維持を基に、これまでの取り組みを継続しながら、一層の改革を進めることにより、財政基盤の安定化を図り、町民との協働のもとで持続可能なまち作りを推進することとしています。資料1の説明は以上です。</p>
会長	<p>ここで一旦、説明が終わりました。皆さんから今までの説明に対して何か質問ご意見等ありますか。</p>
B委員	<p>ちょっと質問したいのですが、最初の追加資料でいただいた公務員給与の決定等について、法律をいろいろと抜粋していただき、基本的</p>

	<p>にはこういうことで進めなさいよというこれはあくまでも、本則の話なので、例えば自主削減した場合、南幌町でもついでにだまで35%削減した事例もありますし。今説明があった追加資料についての考え方ですが、自主削減をした場合は適用されないということ、つまり自主削減は自分でやるのだから問題ないという判断でよろしいですか。</p>
総務課長	<p>今、B委員おっしゃる通り、国からの通知はこのようになっています。ただ、独自削減については、本則はさわらないので、あとは政治的判断というところで、認められているものと考えます。</p>
B委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>よろしいですか。他に、ただいまの説明について何か皆さんの方からご質問ご意見ございませんか。この説明についてはよろしいですか。それでは、次の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私から事前配布しております資料2、1ページになります。南幌町の財政状況と書いてある資料になります。左の表は平成15年度から令和5年度までの歳入歳出の推計を表しております。上段の歳入では、人件費の主な財源となる一般財源の推移も棒グラフの棒で推移を折れ線グラフで示しております。</p> <p>一般財源の内訳としては、町税その他の一般財源、例えば地方譲与税ですとか地方消費税交付金が当たります。それと地方交付税の合算となります。平成15年10月現在の人口が9,792人であり、令和5年が7,730人と、2,061人の減少しておりますが、一般財源が減少せず、安定した歳入の推移であることが見て取れるかと思えます。</p> <p>続きまして下段の歳出では、法令や国の指示によって支出が義務付けられている経費で、削減が困難な経費を義務的経費といい、地方公共団体の歳出については、人件費、扶助費、公債費が該当します。説明事項の一部、上段が切れてしましまして申し訳ございませんが、平成16年から17年度の行政改革実行計画期間には、交際費が多く支出したことにより、義務的経費が高い金額となっておりますが、平成18年度以降は安定した額で推移しております。</p>

特に令和2年度から5年度は、歳入歳出の総額が増えておりますが、町が実施した事業に対する国や道の支出金や、地方債の借り入れによる財源を補うことができたことにより、安定した財政状況を示していると言えると思います。

右の表は、歳出総額と一般財源の比較の推移となります。一般財源の差額表で見ますと、青色とオレンジの棒グラフの長さの差です。この差が、令和5年度で37億円を超えており、国道支出金等の特定財源の他、これまでに貯蓄してきた財政調整基金など、取り崩しで補っているということを示しております。

続きまして資料2-2をご覧ください。3ページです。左側が地方債の現在高の推移と類似団体の比較となります。平成15年度が、139億2,200万円でありましたが、令和4年度は72億9,400万円と半減しております。

平成15年度は過疎指定を受けていた時代の過疎債を活用していた事業を進めていたことによる影響が考えられます。現在の地方債の借り入れの方針として、普通交付税措置のある地方債を活用することとしており、公債費の償還負担を少しでも軽くすることで、今後も安定した事業を展開することができると考えます。

類似団体と比較しても、令和4年度では少ない状況が見てとれます。次、右側になります。基金の残高の推移と類似団体との比較になります。総務省では、市町村が積み立てる財政調整基金の残高は、標準財政規模の5%から20%が多いとされており、令和4年度の本町の標準財政規模は34億2,500万円であり、財政調整基金の残高が9億3,915万円標準財政規模の27.4%となり、数字で見ると多いように感じますが、類似団体と比較すると約半分の残高となっております。

また、南幌町の基金残高の推移を見ますと、平成15年度の基金合計が12億1,793万円であり、令和4年度の合計が15億2,582万9,000円と増加している状況がありますので、財政は安定していることが考えられる。

続きまして4ページの資料2-3をご覧ください。折れ線グラフが

示されてる資料です。左側上段が実質公債費比率の類似団体との推移を表しています。この実質公債費比率は、平成17年度から導入され、地方公共団体の一般財源の標準的な規模に占める全部の会計や公債費加入している一部事務組合が負担する公債費公債費に準ずる債務負担行為などの公債費に準ずる経費の比率のことです。

実質公債費比率については、財政健全化法により、早期健全化基準25%ですと、財政再生基準基準値の35%の2つの基準値が定められています。本町の推移を見ますと、平成19年度が25.3%でしたが、令和4年度は10.5%と類似団体の平均よりも1.4%高い水準ですが、基準値から低い状況であり、こちらも財政は安定していると考えられます。

右側が経常収支比率の類似団体との比較の推移と、経常収支比率に対する人件費割合の類似団体との比較の推移を示しております。経常収支比率は、地方税、普通交付税のように使い道が特定されておらず、毎年度、経常的に収入される一般財源のうち、人件費、公債費、扶助費のように毎年度、経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示しております。

この数値が低いほど、臨時の財政需要や自治体独自の政策に充当できる財源が大きいことを意味します。社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性を確保する必要がありますが、税収の伸び悩みは、社会保障費の増加などを背景に、財政は硬直化する傾向にあります。

理想的な率は70から80%とされておりますが、近年、本町では、知名度向上や人口増加に繋がる大規模な施設の建設や改修を行ったことによる公債費の償還が増加したことにより、数値は90%を超えておりますが今後償還が完了するものと、数値が下がることから、財政的には問題ないと考えます。

人件費割合の推移についても類似団体と比較し大きく差がある年度はありませんが、令和4年度が類似団体よりも5.5%低く、また、地方債残高も類似団体より低い状況であるが、経常収支比率全体の比較では、類似団体よりも5.5%高い状況であることから、本町では、

扶助費の占める割合が類似団体よりも高いことが予想されます。続きまして本日お配りしました追加資料の方です。追加資料の3、南幌町財政推計と書いた表ですので、そちらをご覧ください。

こちらは毎年度、前年度の決算が確定し、翌年度予算の見込みが算出できた段階のこの時期に財政推計を公表しているものです。右側が令和6年度の財政推計で左側が令和5年度となります。令和6年度の推計をご覧ください。

上段から歳入歳出、基金残高、町債残高を記載しております。令和5年度の金額が、決算額となります。基金残高が町の財政状況を把握しやすいので、財政調整基金で見えていきますと、令和5年度が約9億5,000万円あります。

右に1年度ごとスライドする表となっており、令和6年度の基金は、令和6年12月までの補正予算編成後の残高となります。以降、令和10年度までご覧いただくと、減っていくことが見れます。令和10年度で6億7,000万円と、令和5年度と比較して約3億円の貯金を取り崩す推計となっております。これは推計の作成方法について、あくまでも予測で作成することから、歳入については、国道支出金や町債を除いて、ほとんどの金額の増減がございません。これは国の政策や景気動向、軽減税率の影響などが絡んでおり、予測しづらいので、前年度のコличествоを参考に、例えば南幌町創生総合戦略の人口推計等を考慮し、人口の増減を反映した金額であり、増減額が少ない状況であります。

反面、国道支出金や町債は、今後予定している大規模事業分の増減の反映しかないので、今回の推計では、令和10年度まで減少するという状況を示しております。歳出は軒並み令和7年度予算額を右にスライドする形が多く、公債費や投資的経費など大規模事業分の増減を反映している状況であるので、歳入歳出差額がこの推計によれば、基金を取り崩す形となっております。

次に、令和5年度、左側の推計をご覧ください。財政調整基金の残高を比較するために添付させていただきました。令和5年度の財政調整基金残高が9億5,000万円、令和6年度の推計では、令和5年

度の決算で8億3,500万円となっており、昨年度の推計よりも残高が1億1,500万円少なくなっておりますが、左と右の令和6年度から令和9年度と財政調整基金の残高をご覧いただくと、令和9年度残高で約1,100万円の増額となっておりますので、今後の決算額をベースとした考えでいきますと、過去の推計から見ても、今年度の推計の基金残高よりも、良くなる傾向が見られますので、財政状況的には安定しているものと予想されます。

続きまして資料5をお開きください。7ページになります。前段に5ページ6ページと資料3、4を添付してございますがこちらは前回の会議でも添付しております。こちらは空知管内の町の特別職報酬の一覧表と順位、また資料4では、類似団体の順位となっておりますので、説明の方は省略させていただきます。

資料5をお開きください。資料4までと追加資料の説明をさせていただきましたが、これまでの内容を考慮し、常勤非常勤特別職報酬等の改定について事務局案として、資料5の通りご提案させていただきます。資料5の左側が非常勤特別職の報酬、右側が常勤特別職の給料です。

非常勤特別職の報酬月額改定については、改定案として黄色部分になります。削減措置前の平成14年11月の報酬額へ引き上げる。15%のことをご提案させていただきます。理由については、下段に記載の通りとなっております。

平成16年度以降、非常勤特別職の報酬額について、改定が長期間行われていない。日頃の仕事をしながら、各委員になっていただき、その職務と職責を考慮すると優秀な人材の確保が最優先と考え、生活給ではございませんが、適正な報酬等の水準とするため、引き上げしたいと考えてございます。

なお、教育委員、農業委員、監査委員それぞれの引き上げの影響額の合計が年間で154万8000円となります。次に右側です。常勤特別職の月額給与について、改定案として黄色の部分です。給料の引き下げ前の平成26年度から令和6年度までの一般職の人事院勧告を踏まえた給与改定率5.1%の引き上げ率を基準に、約5%を引き

上げることで、ご提案させていただきます。理由としては下段に記載の通りです。町の抱えている課題の大きさや町長の責任の重さの他、昨今の物価高騰、賃上げの機運等を考慮し、非常勤特別職の月額報酬と同様に、平成14年11月の給与月額に引き上げて良いと感じる部分はあるものの、今後の財政状況を考えると、高齢化や少子化の影響による社会保障経費の増や、新工業用地等の整備南幌温泉整備こども室内遊戯施設整備など大規模事業の実施に伴う地方債の借り入れの償還が始まることや、空知管内道内類似団体との金額、一般職の給与改定率の類型等を鑑み、町民の賃金や年金が上がっても物価高に追いつかないという状況の中、税金を原資とした特別職の報酬等の引き上げについては、町財政の影響額を考慮すると、非常勤特別職と同様の15%の引き上げは、町民の理解が得られないと考えます。

以上のことから、現在の理事者給料の引き上げ前の平成26年度から、令和6年度までの人事院勧告を踏まえた一般職職員給与改定の5.1%の引き上げを基準に、5%の約5%の引き上げが必要であると判断いたしました。

なお、町長、副町長、教育長の月額報酬と期末手当を含めた年収について改定前と改定後の増減額は171万1000円となります。資料、事前にお配りしておりました資料6、改定案を反映した場合の空知管内の順位を、また9ページ、資料7は、北海道町村類似団体の人口7,000人以上の順位は、こちらの通り記載してございます。こちら事前配布しておりますので説明は省略をさせていただきます。追加資料の4をご覧ください。本日お配りした資料になります。

空知管内の独自削減を含む改定案の反映した金額の比較の順位となっております。南幌町長でいきますと79万2000円と記載した資料になります。理事者のみになります。町長、副町長が4位、教育長が2位となります。

一番下段には、平均額を記載し、赤線が平均となります。今回の改定案をすることによって、実支給額については空知管内で比較しますと、少し順位が上がるといったような表となっております。最後です。本日お配りした追加資料の5をお開きください。

	<p>常勤特別職の退職手当についての資料でございます。こちらで改定前と改定後の金額を記載しております。こちらは任期満了ごとに支給される退職手当となっており、町長でございますと、改定前で1546万1000円、改定後は1624万円となり、影響額が77万9000円となります。</p> <p>副町長、教育長についてもご覧の通りとなっております。以上が資料の説明となりますが、事務局案について皆様にご協議いただきますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>説明が全て終わりましたけれども、今の説明について、皆さんの方からご質問ご意見等を伺いたいと思います。</p>
C委員	<p>今、資料5で7ページ上記の理由ってということでこの改定案を読ませてもらったんですけど多分町長の意見を持ってきたと思うのですが。あくまでも事務局案と言ってますけども、多分この中身については、町長としてやはり5%ぐらいに抑えたいという気持ちで、この文章が出してきたのかなというふうに私は思ったのですが、それによろしいでしょうか。</p>
総務課長	<p>今、C委員おっしゃったのは常勤特別職の話ですね。最初に非常勤特別職の月額報酬の委員については、理事者の思いが入っています。これまでしばらく減額をしたままの金額で来ているということで、何とか戻すことできないものかという話から始まったものです。</p> <p>ただ、町長、副町長、教育長の給料につきましては、やはり自分の給与ですのではっきりと金額は言っておりません。我々の方で先ほど前回の会議の中でお示しさせていただいた、何パターンかを、当然、理事者の方にも御説明をさせていただいていますが、それらを出した上で今回5%というのはですね、総合的に勘案して、事務局としてこの額でご協議いただきたいというようなところで、本日、お示しをしております。以上です。</p>
会長	<p>それに対しては何かあれば。</p>
C委員	<p>説明はそれでいいと思うんですが、当然これは思いも入っているものと、私は理解したいです。非常勤特別職も常勤特別職の方々についてもやはり、本人たちの思いを、誰かが組んであげなきゃいけないよ</p>

	うな状況にあつてですね、町長、副町長、教育長については特にそう なんでしょうけれど、やはり財政状況を自分たちで考えたとき、これ でいいのかなという、多分そういう答えだと思って、私は理解して、 そのようなことであれば賛成をしたいと思います。
会長	他に委員さんの方々から何か。
C 委員	資料の3 ページ目、資料2の類似団体という比較をしているのです が、類似団体というのは、どこか一つの町ということでしょうか、そ れとも、数団体の平均ということでしょうか。
事務局	こちらは全国の類似団体との比較になります。例えば南幌町は人口 ですとか、産業構造、財政規模などにより分類したもので、それぞれ 都道府県から市町村まで累計を示されておりまして、南幌町はⅡ-0 といったところの類似団体になり、その全国平均となります。
C 委員	分かりました。
総務課長	全国の市町村が、国の方で分けられています。
会長	他に何か皆さんの方からご質問、ご意見ございませんか。
B 委員	第1回目から資料を拝見させていただきこれは今回のいわゆる主 眼である引き上げについての判断をする上で、大きな材料になると思 うのです。これを分析するというのは、なかなか我々としては、簡単 には把握できない。今日の会議は午後1時半から始まっているんですけ ども今議案として提出されて、今、これに対してどうでしょうかとい う、この場でわかった範囲での質問はできるのですが、深い質問とは なかなか難しいかなと思ってます自分自身としては。その中で、1つ 伺いたいのは、最終的に具体的な数字を主眼として提出されて、資料 5が提出されていると思うのですが、この理由の文面から見ると、非 常勤特別職が先に提案されて、その後常勤特別職の内容が提案されて いる。常勤特別職のこの内容を見ると非常勤特別職を15%上げるか ら、それが10%引いて5%にしましたということだと思ふのです。 実は、決め方の順序を言う事でないかもしれませんが、やはり私が考 えるのは、うちの町のトップである町長の常勤特別職の給料を決め て、そして副町長、教育長等を決めて、そしてその後に非常勤特別職 を決めていくのが、私は順序でないのかなという感じがします。

	<p>意識的に、非常勤特別職を先に15%アップします、けれど、常勤特別職はそこから10%引いて、遠慮しましょうと簡単に言えば、そんなような表現に見えるのです。これについて、私はいかがなものかなと実は思っているのですが、他の委員さんはどう考えていますでしょうか。</p>
会長	<p>他の委員さんも意見があれば。今、B委員からお話がありましたけれども、それに関連するようなご意見、皆さんの方からございますでしょうか。事務局としては何か回答といいますか、ありますか。</p>
総務課長	<p>今、B委員の方からご質問というか考えのあった件でございますが、先ほど若干申し上げましたが、決してですね、先に非常勤特別職15%、それから遠慮して5%っていうような考えではなくて、最初の思いは非常勤特別職の報酬を上げてあげたいというような理事者の思いがあったものですから、それを順番的に非常勤特別職の月額報酬を先に出してるっていうようなことだけです。ですので、そういったようなB委員さんがおっしゃったような、そういったニュアンス的なものは含んでないことをご理解をいただきたいと思います。</p>
B委員	<p>理解は正直言いません。この具体的提案の理由説明の文言があるかと思いますが、この内容で答申するであろうという文章が記載されると思うのですが、その文面をいちいち、あんまり言いたくないのですが、先ほど言ったように、一般町民が知りたいのは、やはり町長の給料を1番知りたいと。どっちかを知りたいと言えば町長が先なんです。</p> <p>だから自分としてはやはり町長が、本来15%をあげたいんだけど、だから15%上げるための説明をして、そして5%下げるんだ5%にするんだよという説明があつて5%にします。一方でそのあと非常勤は、町長は5%に下げたけど、理事者の分は5%にしたけども、非常勤の方は15%でいいじゃないかと、そのような順番になるのが、考え方としては、普通だとという気はします。</p> <p>それともう一点、この説明文の決め方を逆にすると、この説明文が、実は成り立たない常勤特別職を先に説明すると、このような文章にならないはずなのです。非常勤職の先に決めるから15%にしたけれど</p>

も、常勤職は5%を上げましたという文章になるけど、常勤職を先に決めるとしたら、こういう文章にはなっていないはず。その辺は、どうも合点がいかないという気がします。それともう一つ、色々とデータを見さしていただくと、例えば最初の町の歳入歳出等々について説明ありましたが、例えば、町民税はうちの町の個人所得に関わりますが、それは極端には増えてはいない。例えばここ5、6年の話については、コロナ感染の関係もあるから、あんまり参考にはできないけども、右肩上がりとは思っていないのです。財政的には安定していますよと、将来展望もこうですよというふうにありましたけども、確かにね、借金は少なく、貯金が多くあった方が一般企業としてはいいんです。そういうことなんです。だけど自治体というのは一般企業とは全く性格が違うのであって、政策的なものもありますから、借金は少ないからいいとか貯金があるからいいとかじゃなくて、違う感覚でこの借金のあるなしを捉えていかないとね。いや、実はうちの町の財政は将来的にも安定しますよと。安定は嬉しいことなんだけどそうじゃなくて、やはり、うちの町の将来をもっと発展させるっていうのは、総合計画的なようなものも関与して、そしてこういう財政推計がありますよというようなこともやっていかないと資料としてやっていかないといけないんじゃないかなっていうのは気がしています。もう一点、話は変わりますが、常勤職の理由説明の中で、昨今の物価高騰、賃上げの機運を考慮するという内容を書いています。機運というのは感覚的なものなのです。確かに、国を中心にして、賃金上げなさいということで、大きな企業あたりは賃金をどんどん上げてますよね。それとうちの町の一般事業と事業者が多いのですが、それらの賃金はどうなっているのでしょうか。どうなのかその実態を踏まえる必要があるような気がするのです。この文章を全体的に見ると、例としては除いて、真ん中の文章だけ見ると上げるというような要素でないような文章だと思います。最終的に上げるっていうことがあるので、最終的に人事院勧告を踏まえた一般職員の平均の方で何%を基準にして上げましょうというような、言葉は悪いかもしれませんが数字を合わせるような説明に見えるのですが。他の委員さんはどう考えま

	すでしょうか。
C 委員	<p>私は、最終的にはこの財政状況ですとか他の色々な項目の数字の比較は、それでしか捉えられないのかなと思います。私はその中から中斷から下に常勤特別職、同様の15%の引き上げは、町民の理解が得られないと考えるというところの、この得られないという根拠をちょっと聞きたいなと思ってました。数字合わせになってしまうのは、しかたがないのかなと、私は思ってます。ただ、ここの15%の引きは町民の理解が得られないというところは、どういう根拠なのかなってというのは、率直な感じがします。もし答えることが出来たら聞きたいなあとと思います。</p>
事務局	<p>今、C委員のおっしゃった町民の理解が得られないっていった部分なんですけど、前回会議でお示しした何パターンかの金額の影響額をお示しした中で、例えば15%の引き上げでいきますと、500万円、年間での増加額になります。今回5%ですと170万円といったような増加額で、この差額を考えますとかなりの増額を見込まれますので、事務局としては、年間500万円が上がるのが、果たして町民の方に理解が得られるかどうかというの、わからなかったものもありますし、これが5年10年と続いた場合は桁が変わってきます。この影響額を考えますと、我々事務局としては、170万がいいのではないかという考えに至っております。</p>
C 委員	分かりました。
D 委員	<p>今回5%を引き上げるとなっていますが、例えば2年後ぐらいに、またこの審議会が開かれて、その時に、また何%かの常勤特別職を含めて、給料アップとかってということも考えられるんですか。</p>
事務局	<p>現在のところは、次の町議会議員選挙前の議員報酬の引き上げについての検討を考えていますので、常勤特別職については、現在のところは考えておりません。</p>
総務課長	<p>あともう一点、前回の報酬等審議会でも、今回初めて立ち上げたというのあっても、定期的にといいですか、毎年では無くても2年に1度ぐらいは開催してみたいというご意見があったので、そのときに、また、その2年後については、今度、議員さんの報酬の関係が出てき</p>

	<p>ますので、そのときに一緒に常勤特別職も検討することは、結果的に据え置きとかという結果でもいいんですけど、そういったようなご議論をいただく場面もあると思ってます。以上です。</p>
会長	<p>私が意見言うのも変かもしれませんが、やっぱり今、D 委員が言われましたとおり、やっぱり今15%から5%の引き上げでいいっていう内容の中にはやっぱり南幌温泉や準工業団地など色々あると思うのです。今、総務課長が言いましたように、やっぱり定期的にね、毎年という話にはならないかと思えますけれども、据え置きでもいいので、町の財政も、我々が聞いた中では据え置きでいいのか、頑張っているのであれば、もっと15%近く上げるといった話にもなってくると思うので、やっぱり定期的に開催した方がいいと思います。他に何か。上原先生の方から何かありますか。</p>
A委員	<p>今、お話ししていただいたのですが、先ほど7ページの説明でも、今後の財政状況を考えると、この社会保障費の関係とかはこれはわかるのですが、この準工業用地等の整備や南幌温泉の整備、子ども室内遊戯施設整備という大規模事業の地方債借入の償還が始まるとありますが、いつ頃から始まるとかはわかりますか。</p>
事務局	<p>大体の話で恐縮ですが、借入した後に据置期間というものがございます。これが大体5年間据え置きですので、事業を実施した後5年後から償還が始まるといったことになります。</p>
A委員	<p>やはり、C 委員が先ほど言ったように、数字で見ていくしかやっぱりないのかなと思います。前回の説明であったように、隣の町村だけでなく、うちの町の状況がすごく見えて、すごくわかりやすかったなとは思っていたのですが。ただ、町民の理解が得られないと言っていますが、意外に私のような一般町民でしたら、結構、町は本当にいい方向に向かっているのかなと、逆にそういう感じがして、お店も色々増えてきて、償還の方がまだ5年先であるから、別に15%上げてもいいのかなあと、極端に言うのですが。思ったりもして、それで審議会が2年毎に開催するのであれば、償還が本当に近づくときにちょっと申し訳ないが少し下げてもという感じで思ったり、5%が落とすどころとしてはいいのかなと思ったりはしつつ、確かにB委員の言う</p>

	<p>ように、先にこれを見せられて、確かに5%って言われたら、みんなも納得せざるを得ないというか、これが5%を先に議論すると、確かに非常勤特別職の文言が変わってくるのかなと思いつつ、正直に言うと15%でダメなのかなと思って、影響額の500万円は、大きいのでしょうか。僕もそんな年収をもらっていないので500万円は大きいです。大きいですけど、そんな感じもしなくもない。僕は別に15%でいいのかなあと、非常勤と一緒に上げてしまって、議会に出して、納得が得られないようであれば、5%に下げるのもいいのかなと私は個人的に思いました。以上です。</p>
会長	<p>他に皆さんの方から何かございませんか。ちょっと本題から外れるのですが、退職手当の支給割合のこの数字は、もう決まっているものなのですか。</p>
総務課長	<p>はい。今、会長の方からご質問の最後の資料、退職手当ですが、それぞれ役職によって町長、副町長、教育長と率が違いますが、これは決まっている率でございます。といいますのも本町も含め道内144市町村全てが、北海道市町村職員退職手当組合に加入しています。退職手当組合の方に毎月共済費として負担をして、それを道内全ての町村および一部の市も入っていますが、そこで決められている率です。</p> <p>ですので、月額給与が変われば、当然退職手当の額は変わってきますが、そこにある率については、同じです。ただし、そこにある率については、任期満了の場合の率で、例えば、任期が短くなれば、率も下がっていきます。ですので、基本的には率については、決められている事実ということをご理解をいただければと思います。</p>
会長	<p>ひと通り説明が終わったかなと思いますが、他に皆様からご質問はございませんか。それでは、答申案についてということで議員2に入りますけれども、これも今、最初に議案ということで、町長および副町長、教育長の給料と非常勤特別職の報酬について説明がありましたけれども、それに基づいて、この数字が適正なことを土台に、承認いただいた場合に、協議するような感じになるわけでございますけれども皆さんどうでしょうか。</p>
C委員	<p>私はこの提案には賛成します。妥当でないかなと。この資料が非常</p>

	に良くできているので、そう思いました。
会長	他の委員さん何かありますか。
B委員	これについては、一人ひとりに今の段階でこの内容でいいかと、意見を言わないとならないものではないでしょうか。
会長	やはり全員がある程度、諮問について前向きであれば、答申の方に移った方がよろしいのではないかなというふうに考えております。ですので、今の説明に対して、まだ不十分であれば、答申案については、そんなに急ぐ必要がないのかなあと。はい、どうぞ。
B委員	だらだらと長く、会議をやるのもどうかなあと思うのですが、やはり納得して、審議会として諮問に対してどうだという結論を出さないといけない。慎重にしなきゃと。私自身は今回出された全ての説明資料を鑑みて、内容を見て、恐らくさっき言ったように、理由説明の文章は、答申するべく文章の内容に反映されていく、文章構成の中では反映されると思うのですが。だとすれば、その理由説明の内容について、私としては、まだ不明な面があります。だから、今どうですかっ言われても、なかなか即答ができないというのが正直なところです。
会長	他に皆さんのご質問ご意見これに対して、答申に持っていくか。今いろいろと皆さんの方からご意見伺いますけれども、それについて事務局の方からもいろいろ説明がありましたけれども、それを踏まえた中で、次回に持ち越すという場面もあると思うのですが。委員の皆さんは、いかがなものですか。
A委員	次回に持ち越したとして、これ以上の情報が出てくるのかということもあって、また役場の方から、これ以上何か説明が出てくるのかなっていうと、出てくるのかもしれないですけど、多分難しいんじゃないかなっていう個人的な思いというか、そのような気もしてしまって、いろいろ見てきた結果として個人的に言うと、落としどころとしては、この辺しかないのかなっていう気もしなくもなく、またこれ以上の情報を出されても、私としても分析すらできないって結局、何か感覚的なことで終わってしまうので、落としどころとして個人的には、ここぐらいまでしかないのかなっていうことを、最終的には申

	<p>し訳ないのですが、全員が納得するというのは難しいわけで、数の原理で結局決めるしかない。最終的には議会の方で話し合ってもらおうとか、そういうたたき台を作る、ここは議会では無いというところを考えると、まずそういう感じになってしまうのかなと思いました。私的には、現状でいうと、ここまでかなって私も理解、これ以上できないかなというところもあります。以上です。</p>
会長	<p>それでも、私が言うのも何ですが、ある程度、町長の方から諮問されている会議であるので、やはり皆さんができるだけ、この資料でいい、この数字でいけばというような内容で、できれば全員合意の中で、答申をしたいなというふうには思っています。やはり誰かこれか、真っすぐ行かないような方がおられれば、後に残すのかなというふうに思いますし、これが、いずれ議会の方に数値的なものが出てくるのかなと思いますので、拙速はしようという考えではありませんが、ある程度、委員さん全員が前向きな考えの中で進みたいなというふうに思っております。他の委員さんは、どうでしょうか？</p>
D 委員	<p>今、上原先生が言う通りですね、今後も資料が出てきたとしても、もう数字の羅列が多いと思うので、これ以上の数値的なものは、あるにしても似たような資料が出てくると思うので、私も今回の5%というのは、納得した上で賛成とさせていただきます。</p>
C 委員	<p>今、B委員さんが言われた通り、ある程度、今言ったような部分を鑑みながら、答申に記載する内容と言ってすぐに出してくださいといっても出てこないでしょうから、委員皆さんの思いと当然、町長の思いも中身的にはあると思うので、それも加味した中で、数値的には私としても賛成したいと思っていますので、最初に言ったように答申内容と鑑みながら、文書を作成していただければと思います。</p>
会長	<p>B委員さんはどうでしょうか。大半の委員が答申の内容で行きたいというような意見ですけれども、私も説明するつもりはないですけれども、答申内容にB委員が不安に思ってるようなことも含めて記載されて、それを答申にすれば、いいのかなと思うのですが。</p>
C 委員	<p>答申の最後の理由の部分で先ほども少し質問しましたが、この町民の理解が得られないと考えるという言葉は、私は無くした方がいいの</p>

	<p>ではないかと思えます。報酬等の引き上げについてはということで、下から2行目のいわゆる5.13%の一般職給与改定率のこの数字を使って5%にしたという方が分かりやすいと思えます。</p>
会長	<p>これは、我々に対する説明ですよね。これをもとに答申案を作るわけではないですから。</p>
総務課長	<p>はい。そうです。今、いろいろご意見を頂戴しました。それで答申案については、町長宛に林会長名でというような答申案になると思えます。先ほど、ご意見があったこの改定の理由というのは、先ほど会長がおっしゃった通り、我々として委員さんの皆さんに説明をする内容とB委員が心配されてるように、一部答申の中に入ることもあるかもしれません。ですので、その答申の額的に、5%、15%の率でいいというような結論であれば、答申案の内容について、次回になると思えますが、ご審議いただいて、答申案の内容を審議いただいて、よければ、答申書として、会長の方から、町長に答申をお出しするっていうようなことで、もしよければ、そういったような形にしたいというふうに思ってますが、その辺の方もちょっとご協議をいただければ助かります。</p>
会長	<p>すぐ答申してと言っても困ると思えますので、皆さんの意見を踏まえた中で、事務局の方で、答申案も色々と物足りないような内容についてもやはり付け加えて答申するのではないかなあというふうに思えますので、5%と15%は変えないで、次回、答申の文章を見て決定ということではいかがでしょうか。</p>
委員	<p>賛同の声</p>
B委員	<p>今度の答申内容について、説明を聞いていて分かります。今までの議論を考慮しながら前段の提案理由の中も整理されていると思うのですが、一つ確認したいのが、いちいち文章の内容に言うのは難しいのですが、こういったその額の決定等については、感情的なもんだとかかっていうのは本当に必要なのかどうかっていうような面もあるんです。というのは、例えば非常勤特別職の文章の中で、改定は長期間行われていないというふうに書いていたと思えます。改定が長期間行われていないから、改定しなきゃならないということになるわけです。</p>

	<p>それは果たして、理由になるのか。感情的にはそうだけど、でも理由にはならないような気がするんです。そういうことを答申案らしいというか、やっぱりシビアに物事を考えていかないと、私は駄目だと思うので。その辺はシビアに考えて文章表現もきちんとしないと、私みたいな町民がいたら、どこが適正だったんだとしたら14年のものが適正として考えて文書を作ってるはずですよ。ただ14年はどうして適正だったか、こうなってくるのです。ですから、やはりその文章表現もそういった言葉尻を捕まえられないような説明文書にしてもらいたいです。</p>
会長	<p>他に皆さんの方からご意見がなければ、次回答申案ということで審議いただくということで、この会議を閉じさせていただいて宜しいでしょうか。事務局から何かありますか。</p>
総務課長	<p>それでは今、次回答申案をご議論いただくということになりましたので日程調整を、またお願いをしたいというふうに思ってます。今日、会長の日程調整をしていなかったのですが、2月19日の午前10時からでお願いしたいと思ってます。また改めてご案内させていただきます。</p>
会長	<p>他に事務局の方から何かありますか。無いようですので、この会を閉じさせていただきます。</p>
総務課長	<p>それでは長時間にわたりまして、慎重なご審議ありがとうございました。以上をもちまして第3回南幌町特別職報酬等審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>